

新型コロナウイルスのある生活のための  
岐阜市総合対策(第10版)

令和4年3月4日

岐阜市新型コロナウイルス感染症対策本部

## 目次

- 1 はじめに～対策推進体制の堅持～
- 2 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発
  - (1) 市民の皆様への周知・啓発
  - (2) 事業者の皆様への協力依頼
- 3 イベント、市有施設等の対応方針
  - (1) イベント等の取り扱い
  - (2) 市有施設の取り扱い
- 4 オール岐阜市役所での感染防止対策
  - (1) 学校等の感染防止対策等
  - (2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策
  - (3) 社会福祉施設等における感染防止対策
  - (4) 市民窓口等における感染防止対策
  - (5) 職員の感染防止対策
  - (6) 自然災害発生時の感染症対策
  - (7) 市民病院の診療体制
- 5 医療・予防体制の充実
  - (1) 保健所の体制
  - (2) 検査体制等
  - (3) 宿泊療養施設の弾力的運用(岐阜県)
  - (4) 自宅療養の支援体制
  - (5) 災害に準じた医療体制の構築(岐阜県)
  - (6) 患者の搬送
  - (7) ワクチン接種
- 6 社会経済活動の支援
  - (1) 市民生活の支援
  - (2) 経済再生・就労支援
- 7 ポストコロナ社会への対応
  - (1) DXの推進
  - (2) 新しい生活様式への対応

**参考1** 令和2年度、令和3年度に実施した対策

**参考2** 岐阜市における主な対応状況

**参考3** 岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部 令和4年1月31日変更  
「コロナ社会を生き抜く行動指針」

※各章に記載の事業の内、予算承認前の事業については、議会の承認を経て決定する。

## Ⅰ はじめに～対策推進体制の堅持～

発生から2年が経過し、未だ終息の兆しが見えない新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株の出現によって感染の波を生み出し、医療現場はもとより、社会・経済活動に大きな影響を及ぼしてきた。

これまでにワクチン接種の推進や治療薬の確保、医療提供体制の強化、検査の充実などの様々な対策を、国を挙げて講じてきているが、新型コロナウイルス感染症は、季節性インフルエンザにかかった場合に比べて、致死率が相当程度高く、依然として、感染拡大によって市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある。

本市はこれまでも、市民の生命、生活を守るため、適切な感染防止策の周知啓発や、保健所設置市としてのコロナ体制の充実、社会経済活動の支援、そして、ポストコロナ社会に向けた対応など、その時々々の感染状況に応じて、さらなる感染拡大を防ぎ、感染防止対策と社会経済活動との両立が可能となるよう、オール岐阜市役所で、機動的に対策を講じてきた。

今後も、市政の最優先事項として、総合対策に記載された各種対策等の推進及び、感染拡大状況等に応じた迅速かつ柔軟な対応を図る必要がある。

このため、引き続き、市役所内における各職場の状況を把握し、状況に応じた人員配置等に努めていくとともに、国・県補助金等や市民福祉健康医療基金などの財源を最大限活用しつつ、補正予算の編成や予備費対応など、機動的かつ柔軟な財政運営により、着実に対策を推進していく。

## 2 市民の皆様・事業者の皆様への周知・啓発

### (1) 市民の皆様への周知・啓発

#### ① 感染防止対策の呼びかけ

##### 市民に向けて

- ・ 「3密(密閉空間、密集場所、密接場面)」の回避や、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」、「体調不良の時全ての行動ストップ」をはじめとした基本的な感染防止対策の徹底、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践、感染状況に応じた人流や人との接触機会の削減、「感染リスクが高まる『5つの場面』」等を市の広報媒体のほか、テレビやラジオ等、多様な媒体を活用し、広く市民へ周知
- ・ 患者の発生状況、感染対策のお願いを記載した文書を、自治会に定期配布

##### 【活用する媒体等】

広報ぎふ、市公式ホームページ、Facebook、Twitter、LINE、YouTube、防災行政無線、防災情報メール、テレビ、ラジオ、地域情報誌、市有施設等でのポスター掲示、市庁舎のライトアップ、JR岐阜駅北口歩行者用デッキの情報案内板

##### 外国人市民に向けて

- ・ 市有施設において、消毒、手洗いなど感染防止対策の多言語での文書を掲示
- ・ ぎふメディアコスモス 多文化交流プラザの相談窓口に来られない外国人市民のために、Skype を活用した生活相談を継続

◇ 英語 日~木 10:00~12:00、13:00~16:00  
金 9:00~12:00、13:00~15:00  
◇ 中国語 火、木、土 10:00~12:00、13:00~16:00  
◇ タガログ語 日~木 10:00~12:00、13:00~16:00  
金 9:00~12:00、13:00~15:00  
◇ ポルトガル語 月 10:00~12:00、13:00~16:00  
◇ ベトナム語 日 10:00~12:00、13:00~16:00

- ・ 市ホームページ等にて、国・県から提供される多言語情報や周知が必要な市の情報を多言語に翻訳し掲載
- ・ 外国人向け生活情報ホームページをやさしい日本語、英語、中国語、タガログ語で開設(令和4年3月)



「新しい生活様式」の実践例

**「新しい生活様式」の実践例**

**(1) 一人ひとりの基本的感染対策**

**密着防止の3つの基本** ①具体的な距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人と人の距離は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- 会話をする際は、可能な限り声の大きさを抑える。
- 外出時や屋内でも会話をするとき、人との距離が十分とれない場合は、声量がなくてもマスクを着用する。ただし、会話し、顔の向きを注意する。
- 家に帰ったらまず手を洗う。
- 人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- 電車は30秒程度かけて着替え、手洗いを済ませる（手洗いや消毒の活用も可）。

※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調状態をより留意にする。

**接触に関する感染対策**

- 感染が流行している場所からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 乗降したときのため、前とどこで会ったかメモにする。接触履歴アプリの活用も。
- 接触の感染状況に注意する。

**(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式**

- まめに手洗い、手指消毒 □換気マシンの稼働 □こまめに換気（エアコン使用で窓を必ずしも閉めず） □身体距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉） □入り切りの混雑状態に近づく運動や食事、娯楽等、適切な生活習慣の理解・実行
- 最新の体調測定、健康チェック、発熱又は異常な症状がある場合はすみやかに自宅療養



**(3) 日常生活の各場面別の生活様式**

**買い物**

- 徒歩も利用
- 1人または少数人数ですいた時期に
- 電子決済の利用
- 手拭き紙や消毒液を常備
- サンプルなど展示場への接触は控える
- レジに並ぶときは、前後にスペース

**通勤、スポーツ等**

- 公園など広い場所、場所を頻りに変える
- 常時マスクを装着し、十分に人との距離を
- もしも自宅で運動をする場合は、
- ジョギングは少数人数で
- すすむような汗拭きタオルをマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 更衣室での接触は避け
- 更衣室は、十分な換気やオンライン

**公共交通機関の利用**

- 急ぎの場合は、
- 乗っている時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

**食事**

- 持ち帰りや外食、デリバリーも
- 屋外空間で食事もよく
- 大皿は避け、料理は各自に
- 対面ではなく横並びで席を
- 料理に集中、おしゃべりは控える
- 個別に箸や箸置きを渡し飲み物は避けて

**イベント等への参加**

- 接触履歴アプリの活用を
- 発熱や症状の発症がある場合は参加しない

**(4) 働き方の新しいスタイル**

- テレワークやローテーション勤務 □降地活動でゆったりと □オフィスはひろびると
- 会議はオンライン □知能で作業はマスク

※ 東京都での感染拡大予防ガイドラインは、関係機関が協議作成

出典:新型コロナウイルス感染症専門家会議  
「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(令和2年5月4日)6月19日一部変更

感染リスクが高まる「5つの場面」

**感染リスクが高まる「5つの場面」**

**場面1 飲酒を伴う懇親会等**

- 飲酒の影響で気が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴力が鈍化し、大きな声になりやすい。
- 特に個室などで飲み切られて混雑・空間に居残る、人数が増えるなど、感染リスクが高まる。
- また、話し合いや食卓の共有が感染のリスクを高めます。

**場面2 大人数や長時間におよぶ飲食**

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、談話のほしごころでは、長時間の食事によって、感染リスクが高まる。
- 大人数、長時間以上の飲食では、大声になり混雑が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。

**場面3 マスクなしでの会話**

- マスクなしで長時間会話することで、唾液感染や声の届く距離での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、カラオケなどの事例が報告されている。
- 密やマスクで移動する際のマスク着用が必須。

**場面4 狭い空間での共同生活**

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり密接が頻りに共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共有部分での感染が疑われる事例が報告されている。

**場面5 居場所の切り替わり**

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の配りや環境の変化により、感染リスクが高まる可能性がある。
- 飲食店、福祉所、更衣室での感染が疑われる事例が報告されている。

出典:新型コロナウイルス感染症対策分科会  
「分科会から政府への提言」(令和2年10月23日)

## 静かなマスク会食を！



## 飛沫感染しないため黙食のすすめ



## ② 誹謗中傷や差別防止に向けた啓発

- ・ 市ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について」を随時更新
- ・ 啓発資料「守ろう人権住みよい岐阜市号外」を、市内小中特別支援学校及び市立幼稚園、市岐商、児童生徒が出入りする公共施設（体育館、青年会館、中央図書館等）へ配布及び設置
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関連した差別や偏見等の防止、いわゆるストップ!「コロナ・ハラスメント」等の実効性を高めるため、広報ぎふ、ラジオ、パネル等の媒体を活用するほか、地域の人権教育や出前講座の実施等、あらゆる機会を捉え、新型コロナウイルス感染症に関連した人権教育や人権啓発に粘り強く取り組む。

## ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

ストップ「コロナ・ハラスメント」宣言

### 1 「コロナ・ハラスメント」?

新型コロナウイルスは人類未知のウイルスであり、誰しも怖いものです。  
この病気に対する恐怖心、誤解や偏見により、知らず知らず誰かを排除したり、差別をしていますが? 身近なところで以下のようなこと(コロナ・ハラスメント)が起こっていませんか?

- ・来店した感染者が、お店の方から「傳れ」と言われた。
- ・会社に復帰する際に「陰性証明を持ってこい」と言われた。
- ・感染者が、退院後にデイサービスを断られた。
- ・インターネットで感染者を名指しするような書き込みがあった。
- ・感染者の子どもが、学校でコロナのことでいじめられ、泣きながら帰ってきた。
- ・感染者が発生した地域で、誰がらめのピザが配られた。
- ・飲食店が、感染者が発生したという噂により、臨時休業にあった。
- ・医療従事者の子どもが、保育所で受け入れ拒否やいじめを受けた。
- ・感染が多発している県のナンバーの自動車に対し、嫌がらせのピザが配られた。
- ・子どもが学校を休むと、同級生にコロナに感染したと言われた。
- ・感染者が出ている学校の学生が、アルバイト先から解雇された。

〇ご相談・お問い合わせは、以下まで。


・岐阜県人権啓発センター(058-272-8252)

・岐阜市人権啓発センター(058-214-6119)

### 2 「思いやり」と「感謝」を

新型コロナウイルスは、誰でも感染する可能性があり、私たちが闘っている相手は、人ではなくウイルスです。  
感染した方を「思いやり」、その立場を守ります。また、最前線で治療や社会生活維持にあたる医療従事者や関係者の方々に「感謝」します。  
このように人との絆を大切に、この難局を乗り越えましょう。

- 患者、濃厚接触者、医療従事者、外国人の方々、他地域からの来訪者。そして、それらのご家族や特定の店舗などへの差別的扱い、差を絶たなくしましょう。
- 不確かな感染情報(デマ)の拡散は許されることはありません。SNSに書き込むなど安易に広げることは、かえって人に不安を与えるだけです。
- 医療従事者をはじめ、新型コロナ対策に関わる関係者の方々、あるいは食品流通業者や、生活安全業務など、私たちの暮らしを支える方々に改めて感謝しましょう。



## (2) 事業者の皆様への協力依頼

### ① 業種別ガイドライン、岐阜県行動指針の徹底等

各職場において感染防止の担当者(ぎふコロナガード)を設置し、業種別ガイドラインや県の「コロナ社会を生き抜く行動指針」[参考3](#)に基づき、岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス等も活用しながら感染防止対策を実行されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。

また、感染防止対策を実施している店舗では、「with コロナステッカー」や第三者認証制度である県の「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を掲示し、感染防止の徹底の自己宣言と利用者への注意喚起を行うよう、呼びかけていく。



見本

with コロナステッカー



見本

新型コロナ対策実施店舗向けステッカー

### ② 働き方の新しいスタイルの実践

国の専門家会議で示された『「新しい生活様式」の実践例』(P4)を参考に、これまでの働き方から、「コロナ社会」での働き方へ見直されるよう、あらゆる機会を用いて周知する。



### 3 イベント、市有施設等の対応方針

#### 3月7日(月)以降

##### (1) イベント等の取り扱い

市が単独で実施するイベント及び各種講座の開催にあたっては、県の指針<sup>参考3</sup>に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市が関与する実行委員会等主催者や民間団体等イベント主催者に対しては、イベント等の開催にあたり、県の指針<sup>参考3</sup>に基づいた感染防止対策を徹底するよう要請していく。

##### (2) 市有施設の取り扱い

すべての市有施設は、「新型コロナウイルス感染症流行時における岐阜市行政機能の確保に関する行動計画」に基づいた感染防止対策を徹底する。

また、市の催事施設は、県の指針<sup>参考3</sup>に基づいた感染防止対策を徹底する。

<参考>感染状況に応じたイベント開催制限等について

		安全計画策定(*1)	その他 (安全計画を策定しない)
下記以外の区域	人数上限(*3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方
	収容率(*3)	100%(*2)	大声なし:100% 大声あり:50%
重点措置区域	時短	原則要請なし(*4)	原則要請なし(*4)
	人数上限(*3)	20,000人 (対象者全員検査により、 収容定員まで追加可) (*5) (*6)	5,000人
	収容率(*3)	100%(*2)	大声なし:100% 大声あり:50%
緊急事態措置区域	時短	原則要請なし(*4)	原則要請なし(*4)
	人数上限(*3)	10,000人 (対象者全員検査により、 収容定員まで追加可) (*5) (*6)	5,000人
	収容率(*3)	100%(*2)	大声なし:100% 大声あり:50%

※遊園地やテーマパーク等については、都道府県知事の判断により、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用することも可能。

(\*1)参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用(緊急事態措置区域、重点措置区域においては、5,000人超)

(\*2)安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提

(\*3)収容率と人数上限でどちらか小さいほうを限度(両方の条件を満たす必要)

(\*4)都道府県知事の判断により要請を行うことも可能

(\*5)対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする

(\*6)都道府県の判断により、対象者全員検査等の活用を行わないことも可能。

重点措置地域においては、都道府県知事の判断により、ワクチン・検査パッケージ制度を適用することも可能



## 4 オール岐阜市役所での感染防止対策

### (1) 学校等の感染防止対策等

- ・ 各施設において、手洗い・マスク着用の徹底を含め、十分な感染防止対策を実施するとともに必要な物品（消毒液や保健衛生用品等）を整備

#### 市立小学校、中学校

- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施、スクール・サポート・スタッフを雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施
- ・ 新型コロナウイルス感染拡大防止のための消毒作業等を担うスクール・サポート・スタッフを、全小中学校に配置
- ・ 発熱等の症状がある児童生徒については、保健室とは別に待機する場所を確保
- ・ 感染への不安等により、オンラインを希望する場合は、学校と相談のうえ、個別に対応
- ・ まん延防止等重点措置の適用期間中、行事、校外学習等は、中止もしくは延期
- ・ 部活動は、平日4日、2時間以内、土曜日、日曜日はなしとする（ただし、全国大会につながる大会等に出場する場合は、平日に加え、土曜日または日曜日のいずれかの1日、3時間以内の活動とする）。また、県内外を問わず、練習試合、合宿等は原則禁止

#### 岐阜特別支援学校（小学部・中学部・高等部）

- ・ スクールバス車内での3密を避けるため、スクールバス3台を増便
- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認（スクールバス利用者はバス乗車前に確認）、また家庭で検温を行っていない児童生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施、スクール・サポート・スタッフ（小学部、中学部、高等部）を雇用し、教室内の

換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施

- ・ 発熱等の症状がある児童生徒については、保健室とは別に待機する場所を確保
- ・ まん延防止等重点措置の適用期間中、行事、校外学習等は、中止もしくは延期
- ・ 部活動は、平日4日、2時間以内、土曜日、日曜日はなしとする（ただし、全国大会につながる大会等に出場する場合は、平日に加え、土曜日または日曜日のいずれかの1日、3時間以内の活動とする）。また、県内外を問わず、練習試合、合宿等は原則禁止

### 市立幼稚園

- ・ 登園時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気、玩具等の小まめな消毒の実施などの感染予防対策を実施
- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を園舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない園児には、園舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど園児等が利用する場所のうち、多くの園児等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員等が消毒を実施
- ・ 滅菌庫による衛生環境の管理
- ・ 学年ごとの時間差の登降園の実施
- ・ まん延防止等重点措置の適用期間中、行事、校外学習等は、中止もしくは延期

### 岐阜商業高等学校

- ・ 健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無を記載）を校舎に入る前に確認、また家庭で検温を行っていない生徒には、校舎に入る前に非接触型体温計で検温を実施
- ・ 教室、トイレなど生徒等が利用する場所のうち、多くの生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、教職員が消毒を実施、教員業務支援員を雇用し、教室内の換気や消毒など、感染症対策に関する業務支援を実施
- ・ まん延防止等重点措置の適用期間中、行事、校外学習等は、中止もしくは延期
- ・ 部活動は、平日4日、2時間以内、土曜日、日曜日はなしとする（ただし、全国大会につながる大会等に出場する場合は、平日に加え、土曜日または日



曜日のいずれかの1日、3時間以内の活動とする)。また、県内外を問わず、練習試合、合宿等は原則禁止

## 女子短期大学

- ・ 通学前の毎日の検温による体調管理の徹底と、通学時のバス内の混雑を避けるため、時差授業を実施
- ・ 手洗い・マスク着用・手指消毒を徹底し、講義室内では格子状に座らせるほか、各講義室や廊下に感染予防のチェックシートを掲示し、教員、学生が随時確認を行う。また、パソコン教室や学生ホールのテーブルにパーテーションを設置
- ・ 感染拡大地域への不要不急の移動(卒業旅行含む)は極力回避する。
- ・ サークル活動は、平日4日、2時間以内とし、学外の活動(合宿や対外練習試合等)は行わない。
- ・ 企業訪問等の際に、希望する学生を対象に、国が提供する検査キットを活用し、抗原検査を実施する。

## 薬科大学

- ・ 学生に日々の体調等を「健康管理カード」に記録させ、体調の自己管理の徹底
- ・ 学内の感染拡大を未然に防ぐため、学生に対し発熱等の自覚症状がある場合の迅速な報告を徹底し、初期段階で当該学生及び関係学生に対する自宅待機等の適切な指導を実施
- ・ 対面授業は、学生間の間隔を十分に確保して実施するため、1授業について2つの教室を使用し、一方の教室での授業の様子を別の教室に配信し、学生が分散して受講する体制にて実施
- ・ 実習は、授業内容に応じ、マスクに加え、教員及び学生がフェイスシールドを併用して複数の実習室に分散して実施
- ・ 体調に不安を感じる学生の不安を取り除き、早期に的確に対応するため、希望する学生を対象に、国が提供する検査キットを活用し、抗原検査を実施
- ・ 部活動は、「安全な部活動のためのガイドライン」に基づく感染対策を講じて、顧問の承認のもと自律的に活動するよう徹底してきた。現在は、活動停止としているが、3月9日から限定的に活動を再開

## 市立看護専門学校

- ・ 講義は講堂や広い教室を活用してサーキュレーターと窓開放による換気を

している。また、学生間や教員との距離を保ち、演習やグループワークなどではマスク着用に加え、フェイスシールドやアイシールドなどの着用を義務づけて実施

- ・ 臨地実習では、実習前2週間の体調および行動歴を紙面にて報告させて事前に安全性を確認し、その都度実習先に連絡して了解を得ている。
- ・ 学生、教員、来校者には、玄関で体温測定ならびに本人と家族の体調チェックを行った上で入館を許可し、昼休みにも体温測定ならびに体調チェックを実施
- ・ 休憩時間には実習室等を開放して、学生が利用できる洗面場所を増やし、手洗いやうがいを徹底させている。また、マイクやパソコン等講義に使用した物品は毎回、ドアノブ等複数人が触れる場所は定期的に消毒を実施
- ・ 実習以外でも手指消毒薬を携行し、励行を周知
- ・ うがいや歯磨きの際は、学生同士の距離をおいて、会話を禁じることを徹底
- ・ 食事の際は、各学生の机に飛沫防止用の衝立を設置、黙食を徹底（教員による定期巡回確認）
- ・ 高等教育の修学支援新制度の対象外である学生が、家計急変に伴い授業料等の納付が困難になった場合の支援として、学校独自に授業料等を減免

## (2) 保育所、放課後児童クラブ等の感染防止対策

- ・ 公立保育所では、衛生面での向上が期待できるお昼寝用ベッドの導入、手洗い場の蛇口の自動水栓化、対面での食事を避けるための2人用机の追加導入、おもちゃを清潔に保つためのおもちゃ用殺菌ロッカーの活用など感染症対策を実施
- ・ 私立保育園等に対しても、職員が感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続的に実施していくために必要な経費（職員が勤務時間外に施設内の消毒・清掃等を行った場合の超過勤務手当・休日勤務手当等の割増賃金など）や衛生用品等の購入費用の助成を実施
- ・ 保育所、放課後児童クラブでの様々なリスク低減に向けた取組として、登園時、登会時の健康チェック、手洗い・うがいの励行、室内の換気など衛生管理の基本となる対策を継続して実施。保護者が安心して子どもを預けることができる環境を確保
- ・ 「健康チェックカード（土日を含む毎日の検温結果や風邪症状の有無等を記載）」により、児童、職員の健康管理を徹底



### (3) 社会福祉施設等における感染防止対策

- ・ 各施設等の判断による面会・外出制限の緩和に関する国通知等に基づき改正された「感染・まん延防止チェックリスト(県作成)」により、感染防止を徹底
- ・ 高齢者福祉施設等に対し、入浴介助サービス時におけるマスクの着用の徹底、入浴介助サービスの回数減や清拭への切り替え、利用者の耳元で、大声で話す際は、マスクに加えフェイスシールド着用などを啓発

### (4) 市民窓口等における感染防止対策

- ・ 3密の回避のため、市HPに行政窓口の混雑状況や呼出状況をリアルタイムでお知らせする情報サイト「岐阜市なう!」を配信
- ・ 住民票の発行などを行う各事務所において、自家用車内等で待機してもらうことができるよう、ワイヤレスコールを導入し、密にならない待合スペースの整備と、窓口の規格に合わせたアクリル板の設置による飛沫感染防止対策の徹底
- ・ 市庁舎などに、非接触式体温計を設置し、来訪者に検温を呼び掛ける。
- ・ エレベーター内での密回避を促すサインの掲示
- ・ 市・県民税の申告受付(2~3月)において、オンライン予約や待ち時間表示システムを導入し混雑を緩和

### (5) 職員の感染防止対策

#### 勤務形態

#### ① 在宅勤務

#### ② 時差勤務

- ・ 12パターンから選択できる時差勤務

#### ③ 勤務日の割振り

- ・ 勤務日の割振り変更により、週休日を土、日以外に設定

#### ④ その他

- ・ 休憩時間の時差取得  
(11時30分~12時30分)
- ・ 執務机の間に飛沫防止板を設置
- ・ 市民や業者等へ対応するための訪問・出張等の抑制

#### 職員の意識の徹底

- ・ 家族も含めた、日常生活における「新しい生活様式」(P4)の実践

- ※「人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い」など
- ・ 出勤前の検温実施と体調がすぐれない場合の出勤停止
- ・ 所属長による所属職員の健康管理の徹底
- ・ 職員の健康自己チェックシートの作成及び所属における健康自己チェック済み確認表の作成
- ・ 職員の行動歴シートの作成
- ・ 職場の清掃・消毒及び換気の徹底
- ・ 「ぎふコロナガード」による感染防止対策ポイントのチェック、声かけの徹底
- ・ 昼食時における「黙食」の励行

## (6) 自然災害発生時の感染症対策

### 避難所

- ・ 避難所運営マニュアル(新型コロナウイルス感染症対策編)の市民(自主防災組織)への周知及び訓練の実施
- ・ 避難所における感染症対策実施のための備蓄の充実
- ・ 避難所としてのホテル・旅館等の民間施設の活用

### 救護所

- ・ 医師・看護師等が救護所で医療活動を実施するときに備え、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、サージカルマスク 180,000 枚、グローブ 504,000 枚、エプロン 90,000 枚を市内小中学校等全 79 施設に配備。

## (7) 市民病院の診療体制

新型コロナウイルス感染症対策を引き続き継続しながら

- ・ 病院内への入館規制を引き続き行う
- ・ 外来は、過密対策を行いつつ実施
- ・ 入院は、面会禁止としたうえで実施
- ・ 手術、各種検査は、飛沫予防策を含む感染症対策を徹底したうえで実施
- ・ 健康管理センター(健診事業)は、一部検査の制限を行いつつ実施

## 5 医療・予防体制の充実

### (1) 保健所の体制

#### ① 岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部

- ・ 本市でクラスターが発生した際には、引き続き岐阜県と合同で積極的疫学調査を実施し、早期終息を目指す

#### ② 感染症対策課の設置

- ・ 令和2年8月3日付で新設した「感染症対策課」において感染症対策に係る施策を総合的・専門的に実施

#### ③ 受診・相談センターの設置

- ・ 発熱等の症状のある方で、相談する医療機関に迷う場合の電話相談窓口を設置

##### ● 平日窓口

Tel058-252-0393(平日午前9時～午後5時)

##### ● 休日・夜間窓口

Tel058-272-8860(平日午後5時～翌午前9時、土日祝日(終日))

#### ④ 新型コロナウイルスワクチン接種対策課の設置

- ・ 令和3年1月4日付で新型コロナウイルスワクチン接種対策チームを設置し、4月1日付で新型コロナウイルスワクチン接種係に、8月1日付で新型コロナウイルスワクチン接種対策課にそれぞれ組織改編し、市民への早期かつ安全なワクチン接種を実施。また、ワクチン接種の実施を全庁横断的に取り組むため、3月10日付で、新型コロナウイルス感染症対策本部内に、ワクチン接種対策検討会を設置。

### (2) 検査体制等

#### ① 衛生試験所の検査体制

- ・ 1日あたり最大120検体のPCR検査を実施
- ・ 今後の検体の増加に対応できるよう必要な検査試薬を確保

#### ② 医療機関内検査

- ・ 診療、検査ができる医療機関を県が「診療・検査医療機関」に指定
- ・ PCR法等を用いた検査を実施

#### ③ 地域外来・検査センター

- ・ 岐阜市医師会と連携し設置した「岐阜市地域外来・検査センター」(令和2年6月15日～)にて、週5日、1日当たり20件程度の検査を実施

#### ④ ドライブスルー検査体制の拡充

- ・ 検査業務等の委託によるドライブスルー検査を実施し、1日あたり100～150人分の検査能力を上乗せ



### ⑤ 高齢者施設等に対する予防的検査

- ・ 国の基本的対処方針に基づき、高齢者施設等の従事者の検査を実施
- ・ PCR 法等を用いた検査を実施
  - ◇ 高齢者入所施設等従事者 PCR 検査事業  
〈令和 3 年 4-6 月実施分〉  
対象施設 268 か所のうち 183 か所が受検
  - ◇ 介護サービス事業所等従事者 PCR 検査事業  
〈令和 3 年 7-8 月実施分〉  
対象事業所 1,040 か所のうち 458 か所が受検
  - ◇ 介護サービス事業所等従事者 PCR 検査事業  
〈令和 3 年 10-11 月実施分〉  
対象事業所 1,064 か所のうち 383 か所が受検
  - ◇ 高齢者入所施設及び介護サービス事業所等従事者 PCR 検査事業  
〈令和 4 年 2-3 月実施分〉  
対象施設・事業所 1,329 か所のうち 466 か所が受検 (2/28 時点)

### ⑥ 教育・保育施設等に対する予防的検査

- ・ 国の基本的対処方針に基づき、教育・保育施設等の従事者の検査を実施
- ・ PCR 法等を用いた検査を実施
  - ◇ 小学校及び保育所等従事者 PCR 検査事業  
〈令和 3 年 2-3 月実施分〉  
対象施設 309 か所のうち 88 か所が受検 (2/25 時点)

### ⑦ 妊婦の新型コロナウイルス検査

- ・ 強い不安を抱えている、又は基礎疾患を有している出産予定が 2 週間以内の妊婦に対し、新型コロナウイルス感染症の検査に必要な費用を助成

## (3) 宿泊療養施設の弾力的運用(岐阜県)

- ・ 岐阜県が、岐阜圏域では、羽島市の「HOTEL KOYO」に 470 室、「アパホテル岐阜羽島駅前」に 146 室、「ホテルルートイン岐阜羽島駅前」に 184 室、「ホテルルートイン岐阜県庁南」に 140 室を確保。羽島市の「HOTEL KOYO」には、酸素投与室も整備
- ・ 患者搬送の際は、必要に応じて県保健所等が保有する移送車を利用し、スタッフとして本市職員が対応
- ・ 県において、入院病床のひっ迫を回避するため、宿泊療養施設への入所基



準（年齢や症状など）を緩和

#### (4) 自宅療養の支援体制

- ・ 県、岐阜市、看護協会による「自宅療養者支援チーム」を県が設置し、自宅療養者の健康フォローアップ、食料・生活必需品の提供等の支援を実施
- ・ 岐阜市からは9名の職員を派遣
  - ◇ 健康フォローアップ班  
看護師等による定期的な体調確認の実施  
急変時にも対応できるよう24時間相談窓口を設置運用
  - ◇ 現地対策班  
パルスオキシメーターや体温計の配布、連絡途絶者の安否確認
  - ◇ 食料支援班  
自宅療養を行うために必要な食料品及び生活必需品を配布
- ・ 健康観察中に連絡が取れなくなった際の自宅療養者の安否確認や、県による物資配送が滞った場合の配送作業を担う「自宅療養者支援に係る連携体制」を整備

#### (5) 災害に準じた医療体制の構築（岐阜県）

- ・ 岐阜メモリアルセンター武道館に臨時医療施設を設置
- ・ 病床がひっ迫し、本来入院すべき患者が入院できない状況となった場合に救急医療を専門とする医師（「メディカルコントロール医師」を指名）による入院調整「非常時入院調整システム」を実施  
\*県の委託により行う事業で、岐阜大学医学部附属病院の医師12名をメディカルコントロール医師として選任し、搬送困難事例の入院調整を交代で実施

#### (6) 患者の搬送

- ・ 患者の搬送には、岐阜市が契約したタクシーによる搬送のほか、保健所の要請により消防本部の救急車を必要時に利用

#### (7) ワクチン接種

##### ① 初回接種（1、2回目接種）

##### コンセプト

- ・ いつでも、近くで、安心のワクチン接種

##### 方針

- ・ 市民が安心し、ワクチンを無駄なく効率的に接種できるよう公共施設

での集団接種と地域のかかりつけ医での個別接種を組み合わせたハイブリット方式で接種を進める。

### 接種体制

- ・ 公共施設での接種
  - ◇ 南・北保健センター、市庁舎、小中学校体育館等で、主に土曜・日曜に実施
- ・ 医療機関での接種
  - ◇ 約 220 か所の医療機関で、主に診療日に実施
- ・ 大規模接種（岐阜県）
  - ◇ 岐阜産業会館で、主に土曜・日曜に実施

### 接種順位

- ・ 次の順に接種を実施
  1. 医療従事者等
  2. 高齢者（高齢者施設等従事者は施設で高齢者と同時接種も可能）
  3. 基礎疾患を有する者、高齢者施設従事者、60 歳～64 歳の者
  4. それ以外の者
- ・ それ以外の者の接種については、県が示す接種の優先順位等を踏まえ、人との接触が多い職種等（教職員や幼稚園教諭、保育士等）を優先対象として実施
- ・ 妊娠中に新型コロナウイルスに感染すると、特に妊娠後期は重症化しやすく、早産やリスクも高まるとされていることから、妊娠中の方及び配偶者・パートナーを優先対象として実施

### ワクチン接種経過

- ・ 市内の 65 歳以上の高齢者（約 123,000 人）のうち接種を希望される方に対し、7 月末までに概ね接種は完了
- ・ 65 歳以上の高齢者のうち約 89%が 2 回目の接種完了
- ・ 市内の 12 歳以上の方（約 372,000 人）のうち接種を希望される方に対し、11 月 21 日までに概ね接種は完了
- ・ 接種対象者のうち、約 85%が 2 回目の接種完了
- ・ 11 月 21 日以降も、新しく接種対象年齢となる方や、やむを得ない事情で未接種となっている方を対象に、引き続き公共施設等での接種を継続する。

### 広報

- ・ 接種開始時期や接種可能施設の一覧を掲載した「新型コロナウイルスワクチン接種のご案内」を市内の全戸に配布

- ・ 市公式ホームページに接種開始時期や接種可能施設の一覧を掲載
- ・ SNS や防災行政無線、防災情報メール、地域情報誌等を活用し、広く市民へ周知

## ② 追加接種(3回目接種)

- ・ 感染拡大防止及び重症化予防の観点から2回目接種から6か月以上経過した18歳以上の方(約300,000人)を対象に追加接種を実施
- ・ これまでの運用(公共施設での集団接種と約250か所の地域のかかりつけ医での個別接種を組み合わせたハイブリット方式)を継続して実施
- ・ 接種は、令和3年12月10日から順次実施
- ・ 接種券は、原則、2回目接種から6か月経過する前に対象者に到達するように前倒して発送する。
- ・ ワクチンは、ファイザー社とモデルナ社を併用して使用
- ・ 令和4年2月1日から3月31日まで、65歳以上の方が接種会場までの交通手段としてコミュニティバスを利用した場合の運賃を無料とする。(全20路線を対象)

## ③ 小児用(5歳~11歳用)ワクチン接種

- ・ 小児科を中心とした34医療機関で実施
- ・ 接種券は、9歳~11歳(約10,000人)に対して2月25日に先行発送し、5歳~8歳(約13,000人)は3月15日に発送する。
- ・ 接種は、令和4年3月1日から順次実施



## 6 社会経済活動の支援

### (1) 市民生活の支援

#### ○住居確保給付金

- ・ 離職や廃業により住居を失った又は失うおそれがある場合に支給される住居確保給付金について、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける方に支給

#### ○子ども見守り宅食支援事業

- ・ 学校等の休業や外出自粛など子どもの見守り機会が減少することを受け、地域での子どもの見守り体制を強化するため、食材料や弁当を配達しながら子どもの見守りを行う NPO 法人等に対し、その経費を補助

#### ○要保護及び準要保護児童生徒援助費補助金

- ・ 経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒や就学予定者の保護者に対し、義務教育の円滑な実施のため学用品費等を援助

#### ○子育て世帯生活支援特別給付金

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の生活を支援するため、子育て世帯生活支援特別給付金を支給

##### ◇ ひとり親世帯分

児童扶養手当を受給するひとり親世帯等の児童について、児童 1 人あたり 5 万円を支給。

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった家計急変者等の要申請者の受付は、令和 3 年 5 月 10 日から令和 4 年 2 月 28 日まで継続中

##### ◇ ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分

ひとり親世帯以外の住民税非課税の子育て世帯の児童について、児童 1 人あたり 5 万円を支給。

要申請者の申請受付は、令和 4 年 2 月 28 日まで継続中

#### ○子育て世帯への臨時特別給付金

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の生活を支援する取組の 1 つとして、年収が 960 万円以上の世帯を除き、0 歳から高校 3 年生までの対象児童に、臨時・特別の一時金として児童 1 人あたり 10 万円を支給

#### ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

- ・ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、社会福祉協議



会が行う総合支援資金の貸付等が終了するなど特例貸付が利用できない世帯に対して、就労等による自立を図るための自立支援金を支給

#### ○コロナ禍における女性と社会のつながりサポート事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化で、生活や仕事、子育て等に関する女性の困難や不安が深刻な状況となる中、そうした女性が社会との絆、つながりを回復できるよう、NPO 法人等の知見を活用し、女性の居場所の提供、個別支援等を実施

#### ○住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり10万円を支給

## (2) 経済再生・就労支援

#### ○ぎふし伴走支援型特別資金

- ・ 中小企業者の資金繰り円滑化を図ると共に、金融機関が継続的な伴走型での支援を実施することにより、中小企業者の経営の安定や生産性等の向上を図ることを目的とした融資制度を令和3年4月1日から創設。令和4年2月1日には融資条件を拡充

#### ○外国人受入事業等サポート事業

- ・ 入国規制の緩和措置の対象となる外国人等を受け入れる事業者、教育機関などに対し、入国後の待機場所の確保を支援するため、宿泊施設の利用料金を割り引く制度を創設

#### ○オンライン旅行会社を活用した観光促進事業

- ・ オンライン旅行会社が運営する宿泊予約サイトにおいて、本市の魅力を特集した広告を掲出することにより、市内への宿泊を誘導し、落ち込んだ観光需要の喚起を図っており、引き続き行う(令和4年3月末まで)。

#### ○市内観光誘客促進事業

- ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、市内宿泊施設をはじめ、観光事業者を対象とした事業(割引助成・クーポンキャンペーンなど)を展開し、市内観光需要を喚起させる。(R4年度予算)

**○畜産業者等への助言指導**

- ・ 畜産業等の従事者に対して、感染防止に係る指導助言を実施

**○離職又は内定を取り消された方を対象とした職員採用試験の実施**

- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で離職又は内定を取り消された方を対象に、雇用創出として、求職活動をしやすい、パートタイムの会計年度任用職員の採用試験を随時実施

**○求職者・雇用者支援オンラインセミナーの実施**

- ・ 求職者を対象とした、スキルアップや就職活動に資する「求職者支援オンラインセミナー」や雇用者を対象とした、人材確保や人材定着に資する「雇用者支援オンラインセミナー」を実施

**○合同企業説明会(ぎふ仕事フェア)の開催**

- ・ 市主催で対面と WEB の同時開催(ハイブリッド形式)での合同企業説明会を開催

## 7 ポストコロナ社会への対応

### (1) DXの推進

#### ○電子図書館サービス事業

- ・ 利用者への図書サービスの充実と読書の推進を図るため、電子図書館サービスを引き続き提供

#### ○私立保育所等 ICT 化支援

- ・ 私立保育所等が保育士の業務負担軽減のため、ICT システム等を導入するために要した費用の一部を支援

#### ○路線バス利用環境整備

- ・ キャッシュレス化を推進するため、市内バス路線の全国交通系 IC カードの導入を見据えて、交通事業者が実施する自動運賃収受システムの導入に対し、国の補助と合わせて支援

#### ○ぎふし DX 促進資金

- ・ デジタルトランスフォーメーションに取り組む中小企業者に対し円滑な資金供給を行うため、岐阜市融資制度に本資金を創設

### (庁内事務関連・市民向け)

#### ○キャッシュレス決済

- ・ 現金に触れずに済むキャッシュレス決済を市の窓口や観光・文化・スポーツ施設等に導入

#### ○スマートフォン等を活用した市税等の納付

- ・ キャッシュレス化の普及促進と納付方法の多様化による利便性の向上のため、スマートフォン等を使ったクレジットカード及びスマホ決済の促進

#### ○AI チャット総合案内サービス

- ・ 行政手続きに関する問い合わせに対し、職員に代わり AI がチャット形式で 24 時間自動応答するサービスを提供

#### ○岐阜市オンライン申請総合窓口

- ・ 来庁せずに各種申請や届け出ができるオンライン申請の総合窓口を市ホームページに開設



## **(庁内事務関連・職員向け)**

### **○テレワーク環境**

- ・ 庁内ネットワークに接続できるパソコン(100台)及び、自宅のパソコンからテレワークを実施できるモバイル通信機器(250台)による勤務

### **○Web 会議**

- ・ 出先機関の職員、在宅勤務の職員、外部機関のメンバー等との会議が円滑に測れるよう、Web 会議の利用促進

## **(教育のデジタル化)**

### **市立小学校、中学校**

- ・ 学習支援ソフトを活用し、1人1台タブレット端末から動画学習やドリル学習に取り組み、学習内容の定着を図る。
- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学び、協働的な学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員がタブレット端末を通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業、学級・学年閉鎖の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証

### **岐阜特別支援学校(小学部・中学部・高等部)**

- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学び、協働的な学びの実現を図るため、全児童生徒及び教員がタブレット端末を通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業、学級・学年閉鎖の際も、タブレット端末を積極的に活用。カリキュラムを編成してオンライン学習支援を実施し、学びを保証

### **市立幼稚園**

- ・ 外部講師とオンラインでつながることで、園の教育活動を充実

### **岐阜商業高等学校**

- ・ 学校の授業や家庭での学習を通して、個別最適化された学び、協働的な学びの実現を図るため、全生徒及び教員がタブレット端末を通常授業でも積極的に活用
- ・ 臨時休業、学級・学年閉鎖の際も、タブレット端末を積極的に活用。オンライン学習支援を実施し、学びを保証

## 女子短期大学

- ・ 遠隔授業（オンライン講義）と対面授業の併用割合を概ね 1:4 の割合とする。
- ・ 遠隔授業（オンライン講義）における学修環境を整えるため、経済的理由で、パソコンを準備できず、機能制限のあるスマートフォンで受講する学生に対して、ノートパソコンを貸し出す。
- ・ 受講者の多い対面授業の3密を避けるため、学内に無線 LAN のアクセスポイントを整備し、複数講義室で受講を可能とするとともに、遠隔授業ソフトの機能を活用した対面授業を実施

## 薬科大学

- ・ 対面授業を基本としつつ、感染拡大状況によっては、速やかに遠隔授業（オンライン講義）に移行できる体制を整備
- ・ 遠隔授業（オンライン講義）に移行した際、学修環境の整わない学生に対しては、ノートパソコンの貸出しや学内での遠隔授業（オンライン講義）の受講を認めるなどして対応

## 市立看護専門学校

- ・ 感染拡大状況に合わせ、遠隔授業（オンライン授業）や半日講義とするなどの対応を行う。
- ・ 実習についても、状況によって、オンラインによる学内実習などで対応
- ・ 学生が、陽性者や濃厚接触者となった場合には、療養先もしくは待機先で、オンラインによる遠隔授業を受けられる体制や授業の様子を撮影した DVD の視聴ができる体制を整備し、単位修得に向けて支援
- ・ 遠隔授業に移行した際、学習環境の整わない学生に対しては、学内での遠隔授業（オンライン講義）の受講を認めるなどして対応

## 市立保育所

- ・ 地域子育て支援センターの保育士が考えた“子育て中の親子のおうち時間の過ごし方”を「YouTube」岐阜市公式チャンネルで配信

## (2) 新しい生活様式への対応

### ○オンライン上の見本市等への出展補助

- ・ オンラインを活用した見本市等に自社製品を出展する事業者に対して、出展費用を補助。中小企業の販路開拓を支援

### ○テレワークの推進事業

- ・ テレワークの導入は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のほか、働く人のワーク・ライフ・バランスの実現、多様な人材の社会参画、企業の生産性の向上など様々な課題を解決できることが期待されている。テレワークの推進のため、テレワークプランとして日中に客室を利用するプランを提供するホテル・旅館に対して補助を実施、市民はテレワークプランを利用することで、利用料金の割引を受けられるよう対応した。(令和4年3月末まで)
- ・ 市の認定を受けたホテルが令和2年8月1日より実施し、プランを提供中
- ・ 岐阜市リモートオフィス(Neo work-Gifu)を活用し、市内中小企業のテレワークを推進

### ○オンラインパパママ学級

- ・ 妊婦とその家族に対し、オンラインにて妊娠、出産、育児に関する情報提供や保健指導を実施



参考 1 令和 2 年度、令和 3 年度に実施した対策

令和 2 年度

(1) 「非常事態」総合対策 (R2.5.6 改定) における対策

### 新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急対策 (R2.4.27発表)

#### ① 緊急支援フェーズ

一般会計規模	45,732,324千円
特別会計規模	10,000千円

#### 1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

(1) 検査体制の強化

- PCR検査機器の整備支援

(2) 感染拡大防止支援

- 医療機関への衛生用品配布等の支援 (ふるさと納税等の活用)
- 福祉施設等における衛生用品の購入支援等

(3) 病床の確保

- 入院病床確保のための空床補償

(4) その他

- 小中学校等における非接触型体温計の配備
- 放課後児童クラブ (小学校臨時休業等に伴う開設時間延長対応)
- ICT教育推進 (オンライン学習環境導入)

#### 2 市民生活及び事業者への緊急支援

(1) 市民生活への支援

- 特別定額給付金 (4/27一部専決)
- 子育て世帯への支援
- 就学援助
- 住居確保給付金
- 傷病手当金の給付

(2) 事業者への支援

- 実質無利子無担保融資制度の創設 (4/27専決)
- 県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金
- 雇用調整支援金

(3) その他

- 市税及び国民健康保険料等の猶予、減免

#### ② 予備費執行による緊急対策

- テイクアウト応援サイトの開設
- 薬科大学オンライン講義環境整備
- 感染症検査機器、患者移送用資機材配備 (ふるさと納税等の活用)
- ワンストップ経営相談窓口の設置
- 庁舎等相談窓口等の環境整備 (アクリルパーテーション、電話回線増設等)
- サテライトオフィス、テレワークに係る事務用品の購入等

約0.9億円

#### 回復フェーズ

1 消費需要の喚起

- 観光キャンペーンの実施 (R2.3補正 4,000万円)

現在 検討中

(2) “with コロナ” 総合対策 (R2.5.17~)

### 新型コロナウイルス感染症 岐阜市総合対策

#### “緊急対策” (R2.4.27発表)

#### 1 感染拡大防止対策及び医療提供体制の充実・強化

(1) 検査体制の強化

- PCR検査機器の整備支援

(2) 感染拡大防止支援

- 医療機関への衛生用品配布等の支援 (ふるさと納税等の活用)
- 福祉施設等における衛生用品の購入支援等

(3) 病床の確保

- 入院病床確保のための空床補償

(4) その他

- 小中学校等における非接触型体温計の配備
- 放課後児童クラブの時間延長
- 薬科大学、女子短期大学オンライン講義環境整備
- 庁舎等相談窓口等の環境整備
- 情報発信のための広報の拡大

(5) ICT教育推進 (オンライン学習環境導入)

予備総額	約458億円
内 5月補正	約432億円
4月専決	約25億円
予備費執行	約1億円

#### “with コロナ” 総合対策 (R2.5.17~)

#### 1 社会経済活動と感染拡大防止対策

(1) 市民・事業者への感染拡大防止対策支援

- 事業者への感染拡大防止対策促進支援金
- 私立保育施設、子育て支援施設等への感染拡大防止対策助成
- 介護サービス事業者等への事業継続支援、施設整備支援
- 路線バスの交通系ICカード導入への支援
- 妊産婦の感染予防支援 (予備費)
- 感染状況通知サービスの運用 (予備費)

(2) 市民・事業者への新しい生活様式への定着

- テレワーク等への支援
- テレビ、ラジオを活用した周知

(3) 市民生活の感染拡大防止対策

- 保育所、児童施設、図書館、公民館、観光文化施設における整備等
- 遊園地におけるテント等の配備 (予備費)
- 市立学校における衛生用品の購入、業務支援員等の配備、ICT教育の推進
- 特別支援学校スクールバスの拡大
- 緊急車両内除染装置整備 (予備費)

(4) その他

- 給食調理業務の環境整備等
- ひとり親家庭等相談体制の強化
- 市税等クレジット収納の導入

#### 2 医療提供体制の充実・強化

(1) 検査体制の強化等

- 地域外来・検査センターの設置 (専決)
- PCR検査手数料自己負担分の支援
- 医療従事者への医療物資の提供

(2) 市民病院の医療提供体制の強化

- 院内感染防止対策、高度医療機器整備
- 医療従事者への奨励金の支給

予備総額	約250億円
内 11月補正	約3億円
9月補正	約209億円
7月専決	約11億円
6月補正	約21億円
5月専決	約11億円
予備費執行	約3億円

#### 3 回復に向けての支援

(1) 学びの応援

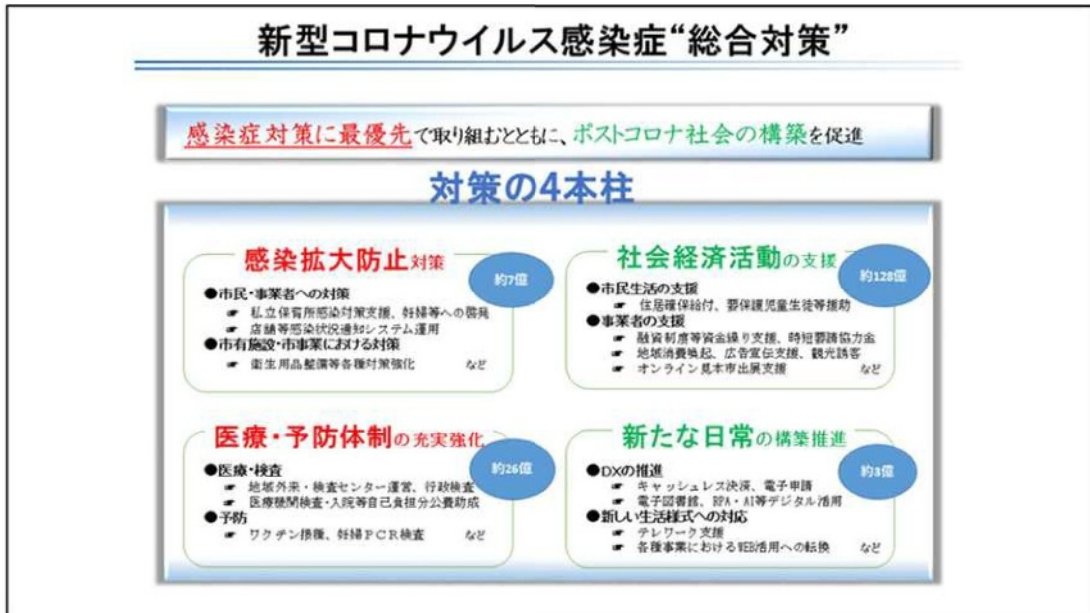
- 子どもの学び、市立大学生の学修応援事業
- 市立小中学校に学習指導員を配置

(2) 緊急支援

- 市民生活への緊急支援
  - ひとり親家庭等への支援 (臨時特別給付金、臨時特別応振金)
  - 結婚新生活への支援
  - 住居確保給付金
- 事業者等への支援
  - 雇用調整助成金申請手数料の支援
  - 雇用状書の促進
  - 市税減額 (貸付原資の増額、保証料補償等)
  - 障害児通所支援事業等への支援
  - 認定こども園等の保育料減免における支援
  - 奨励金給付支援事業者への支援
  - 学校給食会への支援
  - 宅急便事業者への支援
  - 指定管理者 (利用料金減額) の体感等に伴う支援
  - バス事業者への支援 (こバス、路線バス)

(3) 回復支援

- 観光施設のWi-Fi環境整備
- 観光キャンペーンの実施 (市民キャンペーン、県内講習)
- キャッシュレス決済を活用した地域経済活性化
- イベント等支援
- 農業6次産業化支援





## 参考2 岐阜市における主な対応状況

令和2年	
1月 27日	保健所地域保健課に相談窓口を設置
28日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部会議」開催
2月 3日	中・南・北市民健康センターに相談窓口を設置 岐阜市衛生試験所において新型コロナウイルスの検査開始
13日	第1回「新型コロナウイルス肺炎警戒本部幹事会」開催
26日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(2月21日設置) 県内で初の陽性患者が発生
27日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(イベント等の開催方針)
28日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催(幼稚園、市立学校等の対応) 保健所地域保健課の相談受付時間を変更(土日祝日も実施)
29日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催(市有施設の休館・一部停止)
3月 12日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催
17日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催(感染症対策アクションプラン) 岐阜市で1例目の感染者
18日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催
23日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
24日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催
31日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催
4月 2日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催
3日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 第3回「岐阜県対策協議会」、第3回「岐阜県対策本部」 県による「ストップ 新型コロナ 2週間作戦」の発信
6日	第13回「岐阜市対策本部会議」開催 (推進体制[感染症対策チームの設置])
7日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を发出 (5月6日まで:埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県及び福岡県)
8日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(特別措置法に基づく本部会議の開催)
10日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策) 岐阜県、岐阜市が「非常事態宣言」発令 ※別添1
11日	市内感染者が50例目を超える
13日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜県・岐阜市クラスター対策合同本部」設置
14日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
16日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定(特定警戒都道府県)
17日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言を受けて」を发出※別添2
20日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催
23日	感染症軽症者の宿泊療養施設利用開始(HOTEL KOYO)
24日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催(岐阜市[非常事態]総合対策の見直し)
27日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルス感染症緊急対策) 市長メッセージ发出(市民の皆様へ、こどもたちのみなさんへ)
28日	市長メッセージ发出(大型連休に向けて)
5月 1日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜市新型コロナウイルス医療従事者サポート寄附金の受付開始
4日	政府が5月31日までの緊急事態宣言の延長を決定
6日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「政府の緊急事態宣言の延長を受けて」を发出 ※別添3
14日	政府が緊急事態宣言の対象区域を全都道府県から8都道府県に変更、岐阜



	県は対象区域から外れる
16日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策の決定) 新型コロナウイルス感染症非常事態宣言を解除 市長メッセージ「コロナ社会を生き抜くための皆様へのお願い」を发出※別添4
25日	政府が緊急事態解除宣言(全国)
26日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催(特措法に基づく対策本部から、任意設置の対策本部に変更)
6月5日	第2回「岐阜市対策本部会議」開催(経済対策チームの設置、新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第2版))
15日	「岐阜市地域外来・検査センター」を開設
22日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜市 with コロナあんしん追跡サービス」を開始
7月22日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「4連休を迎えるにあたって皆様へのお願い」を发出※別添5
27日	市内感染者が100例目を超える
31日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が第2波の非常事態を发出 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第2波非常事態緊急対策も「基本の徹底」」を发出 ※別添6
8月3日	「感染症対策課」を設置
6日	市内感染者が150例目を超える
7日	第6回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「今年の夏休み、お盆は新しいスタイルで過ごそう!」を发出 ※別添7
9月1日	岐阜県が第2波の非常事態を解除 岐阜県知事、県下全ての市町村長より「ストップ『コロナ・ハラスメント』宣言」 第7回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第3版)) 市長メッセージ「STOP!コロナ・ハラスメント」、「新型コロナウイルス感染防止のために『基本を徹底』しよう」を发出※別添8
23日	市内感染者が200例目を超える
10月14日	新たな診療・検査体制の開始 「帰国者・接触者相談センター」から「受診・相談センター」に変更
11月2日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催
16日	受診・相談センター(休日・夜間電話相談窓口)を開設
25日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第4版)) 市長メッセージ「年末年始は第3波の本格的な到来に最大限警戒を!感染防止対策を徹底しよう!」を发出 ※別添9
12月14日	岐阜県が第3波「年末年始」集中緊急対策を発令
15日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催
22日	市内感染者が500例目を超える
25日	岐阜県が新型コロナ「医療危機事態宣言」発令
31日	岐阜県が「在宅年末年始の徹底」を発令
令和3年	
1月7日	政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を发出 (期間:1月8日~2月7日まで 埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)
9日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜県が県独自の非常事態宣言を発令 市長メッセージ「新型コロナウイルス非常事態 うつらない、うつさないための外出自粛の徹底を!」を发出 ※別添10
13日	政府が特措法に基づく緊急事態宣言の対象区域に岐阜県を指定 (期間:1月14日~2月7日)
14日	岐阜県が緊急事態対策を発令 第2回「岐阜市対策本部会議」開催



16日	市内感染者が1,000例目を超える
22日	岐阜県知事・岐阜市長合同記者会見 ※別添11
2月2日	政府が3月7日までの緊急事態宣言延長を決定
4日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催
26日	政府が3月1日以降の、緊急事態宣言の対象区域を1都3県に変更。岐阜県は対象区域から外れる
27日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催
3月2日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第5版))
5日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「感染の再拡大を防ぐため with コロナの対策徹底を!」を发出 ※別添12
21日	政府が緊急事態解除宣言(全国)
23日	第1回「岐阜市対策本部会議」
4月1日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置を发出(期間:4月5日~5月5日まで 宮崎県、大阪府、兵庫県)
9日	第2回「岐阜市対策本部会議」(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第6版)) 市長メッセージ「第4波拡大阻止の対策徹底を!」※別添13 政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に京都府、沖縄県、東京都を追加
16日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県を追加
23日	第3回「岐阜市対策本部会議」 政府が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を发出(期間:4月25日~5月11日まで 東京都、京都府、大阪府、兵庫県) 政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置に関する公示の全部を変更(期間:4月5日~5月5日まで 宮崎県) (期間:4月12日~5月5日まで 沖縄県) (期間:4月20日~5月11日まで 埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県) (期間:4月25日~5月11日まで 愛媛県)
25日	第1回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「岐阜県『第4波非常事態宣言』~変異株の脅威から皆様を守るために~」※別添14
28日	市内感染者が1,500例目を超える
5月7日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置の実施区域に岐阜県を指定(期間:5月9日~5月31日)
8日	第2回「岐阜市対策本部会議」 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症蔓延防止等重点措置 オール岐阜でこの難局を乗り越えよう」※別添15
15日	第3回「岐阜市対策本部会議」
17日	市内感染者が2,000例目を超える
20日	第4回「岐阜市対策本部会議」
23日	第5回「岐阜市対策本部会議」 岐阜市独自の緊急事態宣言を发出(期間:5月24日~5月31日)
28日	政府が6月20日までの緊急事態宣言の延長を決定(対象都道府県:北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県、沖縄県) 政府が6月20日までの特措法に基づくまん延防止等重点措置の延長を決定(対象県:埼玉県、千葉県、神奈川県、岐阜県、三重県)
29日	第6回「岐阜市対策本部会議」 岐阜市独自の緊急事態宣言の延長(期間:5月24日~6月20日) 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 まん延防止等重点措置及び岐阜市緊急事態宣言の継続」※別添16
6月1日	「新型コロナウイルス感染対策 知事・市長 共同メッセージ」发出
9日	第7回「岐阜市対策本部会議」(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜



	市総合対策(第7版)(案))
17日	政府が21日以降のまん延防止等重点措置の実施区域を変更。岐阜県は対象区域から外れる。
18日	第8回「岐阜市対策本部会議」開催 岐阜市緊急事態宣言の解除 6月21日～ 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜市緊急事態宣言を解除 第4波終息へ対策継続を」※別添17
22日	「新型コロナウイルス感染症 知事・市長 共同メッセージ」発出
7月3日	第9回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 夏に向けた第5波阻止の対策を」 ※別添18
20日	第10回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 夏の感染リスクに十分な警戒を」 ※別添19
8月1日	保健所に新型コロナウイルスワクチン接種対策課を新たに設置
6日	第11回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 『第5波』対策について～お盆を控えて～」※別添20 黙職啓発ポスターの発出
14日	第12回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 オール岐阜市『生命の防衛』宣言～生命(いのち)を守る強い行動自制を～」※別添21
17日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置の実施区域に岐阜県を指定(期間:8月20日～9月12日) 第13回「岐阜市対策本部会議」開催 「岐阜市緊急事態宣言」発出(期間:8月20日～9月12日) 岐阜市の1日あたり陽性公表者数が101人と初めて3桁を記録 市内感染者が3,000例を超える
20日	第14回「岐阜市対策本部会議」開催 県において「自宅療養者支援チーム」の発足(市職員9名出向)
21日	岐阜県による自宅療養開始
25日	政府が特措法に基づく緊急事態措置区域に岐阜県を指定(期間:8月27日～9月12日) 第15回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置区域指定 第5波緊急対策」※別添22
9月1日	第16回「岐阜市対策本部会議」開催(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第8版)(案))
9日	政府が特措法に基づく緊急事態措置を延長(期間:～9月30日)
10日	第17回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 緊急事態措置延長 強い行動自制の継続を」※別添23
28日	政府が緊急事態解除宣言を実施(全国)(10月1日適用)
29日	第18回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第5波終息へ対策の継続を」※別添24
10月13日	第1回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 第6波阻止へ対策を」※別添25
11月29日	第2回「岐阜市対策本部会議」(新型コロナウイルスのある生活のための岐阜市総合対策(第9版)(案)) 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止と社会経済活動の両立」※別添26
12月23日	岐阜県が「ワクチン・検査パッケージ制度」等の無料検査を開始
24日	第3回「岐阜市対策本部会議」開催
令和4年	
1月12日	第4回「岐阜市対策本部会議」開催



	市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症『第6波』突入 オミクロン株緊急対策」※別添27
15日	市内感染者が5,000例目を超える
18日	第5回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜県『第6波』非常事態宣言」※別添28
19日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置の実施区域に岐阜県を指定 (期間:1月21日~2月13日)
21日	第6回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜市『第6波』感染拡大阻止宣言」※別添29
22日	岐阜県による自宅療養開始
31日	第7回「岐阜市対策本部会議」開催
2月10日	政府が特措法に基づくまん延防止等重点措置区域の岐阜県への実施期間を延長(期間:~3月6日) 第8回「岐阜市対策本部会議」開催 市長メッセージ「新型コロナウイルス感染症 岐阜市『第6波』感染拡大阻止宣言及びまん延防止等重点措置の延長」※別添30
16日	市内感染者が10,000例目を超える



別添8	令和2年9月1日	別添11	令和3年1月22日
 <p><b>STOP! コロナ・ハラスメント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型コロナウイルスは、誰もが感染する可能性があります。感染した方を「悪いやり」、「守り」しましょう。</li> <li>● 新型コロナウイルスに関わる全ての方、事業者等への差別・非難は、絶対にやめましょう。</li> </ul> <p><b>新型コロナウイルス感染防止のために「基本を徹底」しましょう!</b></p> <p><b>市民の皆様へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密を避ける」</li> <li>● 毎日の体調自己チェック! 体調不良の際は、「外出しない」</li> <li>● 感染リスクの高い場所や行動は、「避ける」</li> </ul> <p><b>事業者の皆様へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染防止対策の再徹底 業種別ガイドライン、異行動指針の遵守</li> <li>● お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る</li> <li>● withコロナステッカーを貼って注意喚起</li> </ul> <p>令和2年9月1日 埼玉県長 橋本 昌浩</p>		 <p><b>高齢者福祉施設等において、感染防止対策を徹底しよう!</b> ～オール埼玉で取り組もう!～</p> <p>高齢者福祉施設等の従事者の皆様へ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 入浴介助サービスの際は、「マスクの着用」を徹底してください。また、必要に応じて、「入浴介助サービスの回数減」や「清拭（せいしよ）への切り替え」などの検討をお願いします。</li> <li>○ 利用者の耳元で大きな声で話す必要がある場合は、「マスク・フェイスシールド」の着用をお願いします。</li> <li>○ 施設内の換気量は24時間稼働して、「常時換気」の徹底をお願いします。</li> <li>○ 日常生活でも「マスクの着用」、「手洗い、手指消毒」、「3密の回避」の徹底をお願いします。</li> <li>○ 本市の「衛生用品等の購入費に係る補助金」を積極的に活用して、一層の感染防止対策をお願いします。</li> </ul> <p><b>市民の皆様へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 高齢者は重症化リスクが高いため、「感染防止対策」の徹底をお願いします。</li> <li>○ 密接・密着が避けられない介護サービスを利用する際は、「マスクの着用」をお願いします。</li> <li>○ 入浴介助サービスにおけるリスク軽減に、ご理解、ご協力をお願いします。</li> </ul> <p>令和3年1月22日 埼玉県長 橋本 昌浩</p>	
別添9	令和2年11月25日	別添12	令和3年3月5日
 <p><b>年末年始は第3波の本格的な到来に最大限警戒を!</b> 感染防止対策を徹底しよう!</p> <p><b>市民の皆様へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭にウイルスを持ち込まないための、基本の徹底! ⇒ 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」、「3密回避」</li> <li>● 毎日の体調自己チェック! 体調不良の際は、「外出しない」</li> <li>● 飲食を介した感染に要注意! ⇒ 「大人数や長時間のおよぶ飲食」、「飲食を伴う懇話会等」に注意 「マスクなしでの会話」は避ける</li> </ul> <p><b>事業者の皆様へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 職場・事業所内感染が増加中! ⇒ 感染防止対策の再徹底 業種別ガイドライン、異行動指針の遵守</li> <li>● お客様を守る、従業員を守る、自らの事業を守る</li> <li>● Withコロナステッカーを貼って注意喚起</li> </ul> <p>令和2年11月25日 埼玉県長 橋本 昌浩</p>		 <p><b>3月5日～5月上旬 感染の再拡大を防ぐためwithコロナの対策徹底を!</b></p> <p>3月5日～5月上旬の感染拡大防止のため、感染防止対策を徹底していただきます。市民の皆様へ、事業者の皆様へ、それぞれのご協力をお願いします。</p> <p><b>市民の皆様へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染防止の基本を徹底してください!</li> <li>● 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「3密の回避」、「体調不良の際は、外出しない」</li> <li>● 感染リスクの高い「行事」、リスクを伴う「飲食」は、回避してください!</li> </ul> <p><b>事業者の皆様へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅勤務等の人と人の接触を減らす取組をお願いします。</li> <li>● 職場での感染予防のための会食（懇話会）は、回避してください。</li> <li>● 社内の体調チェック、新入社員にも入社前研修がけをお願いします。</li> <li>● 新入生への入学前からの感染防止対策の徹底や体調管理の呼びかけをお願いします。</li> </ul> <p>令和3年3月5日 埼玉県長 橋本 昌浩</p>	
別添10	令和3年1月9日	別添13	令和3年4月9日
 <p><b>新型コロナウイルス非常事態</b> うつらない、うつさないための外出自粛の徹底を!</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、重症化や死亡のリスクが高まっています。市民の皆様へ、事業者の皆様へ、それぞれのご協力をお願いします。</p> <p><b>市民の皆様へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● リスクを伴う飲食を自粛してください!</li> <li>● 不要不急の外出を自粛してください!</li> <li>● 体調不良の時に無理をしないことを心がけてください!</li> <li>● 外出しないことでも多くの感染を防ぐことができます。</li> </ul> <p><b>事業者の皆様へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● これまでのテレワークの推進をお願いします。</li> <li>● 職場での新年会などの会食（昼も夜も）は、自粛してください。</li> <li>● 感染防止対策の再徹底 業種別ガイドライン、異行動指針の遵守</li> </ul> <p>令和3年1月9日 埼玉県長 橋本 昌浩</p>		 <p><b>4月12日～5月上旬 第4波拡大阻止の対策徹底を!</b></p> <p>第4波の感染拡大防止のため、感染防止対策を徹底していただきます。市民の皆様へ、事業者の皆様へ、それぞれのご協力をお願いします。</p> <p><b>市民の皆様へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 感染防止の基本を徹底してください!</li> <li>● 「人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い・手指消毒」、「3密の回避」、「体調不良の際は、外出しない」</li> <li>● 感染リスクの高い「行事」、リスクを伴う「飲食」は、回避してください!</li> <li>● 外出は、すいた時間と場所を選んで!</li> <li>● 感染リスクの高い行事、リスクを伴う飲食は、回避してください!</li> </ul> <p><b>事業者の皆様へ</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅勤務等の人と人の接触を減らす取組をお願いします。</li> <li>● 職場での感染予防のための会食（懇話会）は、回避してください。</li> <li>● 社内の体調チェック、新入社員にも入社前研修がけをお願いします。</li> <li>● 新入生への入学前からの感染防止対策の徹底や体調管理の呼びかけをお願いします。</li> </ul> <p>令和3年4月9日 埼玉県長 橋本 昌浩</p>	









別添 26 令和 3 年 11 月 29 日

**新型コロナウイルス感染症 感染拡大防止と社会経済活動の再立**

市民の皆様・事業者の皆様へ

**ワクチン接種済みの方も含め、感染防止対策の徹底**

基本的な感染防止対策の継続

- マスクの着用（手洗い・手指消毒）に合わせた実施。
- 3密（密集空間・密着空間・密閉空間）の回避（マスクも併用）。
- 体調不良時は、直ぐの行動ストップ！

感染防止対策の徹底（飲食店・接客業）の徹底

- 接客業（飲食店・接客業）の徹底。接客業の徹底。接客業の徹底。
- 接客業（飲食店・接客業）の徹底。接客業の徹底。接客業の徹底。

3密回避の徹底

- 3密回避の徹底。3密回避の徹底。3密回避の徹底。
- 3密回避の徹底。3密回避の徹底。3密回避の徹底。

別添 29 令和 4 年 1 月 21 日

**新型コロナウイルス感染症 岐阜市「第6波」感染拡大防止宣言**

岐阜市の皆様・事業者の皆様へ

**岐阜市の皆様へ**

- 10代以下の若い世代で感染が拡大し、全県最長の7割を超えている。
- 学校の再開、幼稚園・保育園の再開が予定されており、感染拡大のリスクが高まっている。
- 学校の再開、幼稚園・保育園の再開が予定されており、感染拡大のリスクが高まっている。

**事業者の皆様へ**

- 接客業（飲食店・接客業）の徹底。接客業の徹底。接客業の徹底。
- 接客業（飲食店・接客業）の徹底。接客業の徹底。接客業の徹底。

別添 27 令和 4 年 1 月 12 日

**新型コロナウイルス感染症 「第6波」突入 オミكرون株緊急対策**

市民の皆様・事業者の皆様へ

**感染防止対策の強化**

- 基本的な感染防止対策の継続
- 接客業（飲食店・接客業）の徹底
- 接客業（飲食店・接客業）の徹底

**イベント等（新年会・互礼会などを含む）の感染防止対策**

- イベント等の開催に当たっては、感染防止対策を徹底する。
- イベント等の開催に当たっては、感染防止対策を徹底する。

**BCP（事業継続計画）の再確認・徹底**

- BCP（事業継続計画）の再確認・徹底
- BCP（事業継続計画）の再確認・徹底

別添 30 令和 4 年 2 月 10 日

**新型コロナウイルス感染症 岐阜市「第6波」感染拡大防止宣言及びまん延防止等重点措置の延長**

市民の皆様・事業者の皆様へ

**感染防止対策の強化**

- 基本的な感染防止対策の継続
- 接客業（飲食店・接客業）の徹底
- 接客業（飲食店・接客業）の徹底

**イベント等（新年会・互礼会などを含む）の感染防止対策**

- イベント等の開催に当たっては、感染防止対策を徹底する。
- イベント等の開催に当たっては、感染防止対策を徹底する。

**BCP（事業継続計画）の再確認・徹底**

- BCP（事業継続計画）の再確認・徹底
- BCP（事業継続計画）の再確認・徹底

別添 28 令和 4 年 1 月 18 日

**新型コロナウイルス感染症 岐阜県「第6波」非常事態宣言**

市民の皆様・事業者の皆様へ

**感染防止対策の強化**

- 基本的な感染防止対策の継続
- 接客業（飲食店・接客業）の徹底
- 接客業（飲食店・接客業）の徹底

**イベント等（新年会・互礼会などを含む）の感染防止対策**

- イベント等の開催に当たっては、感染防止対策を徹底する。
- イベント等の開催に当たっては、感染防止対策を徹底する。

**BCP（事業継続計画）の再確認・徹底**

- BCP（事業継続計画）の再確認・徹底
- BCP（事業継続計画）の再確認・徹底



参考3

## コロナ社会を生き抜く行動指針

令和4年 1月31日 変更

岐阜県新型コロナウイルス感染症対策本部

# 1 県民の皆さまへ

県民の皆さまに習慣として身に着けていただきたい基本的な感染防止対策を以下にお示しします。あらゆる機会において、新型コロナウイルスが潜んでいることを意識し、対策を実践していただきますようお願いいたします。

## (1) 基本的な感染防止対策

### ① 3密（密閉空間・密集場所・密接場面）のうち一つでも回避

- 職場や外出先でのイスや行列等では人との間隔を取りましょう。

（できるだけ2m。最低1m）

- 在宅勤務や時差出勤を活用しましょう。

- できる限り予約を取って外出しましょう。

- 3つの密（密閉空間・密集場所・密接場面）が揃う場（注）は特に感染リスクが高いですが、そのうちの1つの密でも注意し、業種別ガイドラインを遵守している施設等を利用してください。

（注）感染リスクが高まる以下の「5つの場面」に最大限の注意をお願いします。

- ア 飲酒を伴う懇親会等
- イ 大人数や長時間におよぶ飲食
- ウ マスクなしでの会話
- エ 狭い空間での共同生活
- オ 居場所の切り替わり

### ② マスクの着用

- 病気や障がい等により困難な場合を除き、仕事や買い物などで外出するときは、必ずマスクを隙間なくフィットさせて着用しましょう。（不織布マスク推奨。フェイスシールドやマウスシールドの単独使用は不可）

特に飲食店やカラオケ店においても、マスクの着用等により、飛沫対策は万全にしましょう。

### ③ 手指衛生

- 丁寧かつ頻繁な手指消毒（手洗い・消毒）を徹底しましょう。（「アルコール手指消毒薬の使用」と「流水とせっけんでの手洗い」は同様の手指消毒効果があるため、どちらの徹底でも構いません。）

- 帰宅したときや、不特定多数の触れる部分に触った後は、必ず手を洗いましょう。

#### ④ 体調不良のときは行動ストップ

- 検温をはじめ、自らの体調確認を心がけ、体調不良の場合は、出勤・通学を含む全ての行動をストップし、医療機関を受診しましょう。
- 同居家族が陽性の場合、濃厚接触者として検査の対象となり、その場合自身の検査の結果が陰性であっても一定期間の自宅待機・健康観察になります。(自宅待機・健康観察期間は最新の情報をご確認いただいた上で、保健所の指示に従って対応してください。)

#### ⑤ こまめな換気

- 個室など密閉した部屋は、こまめに換気をしましょう。
- エアコンと独立した換気扇の常時稼働が原則です。

その設置がない場合は常に複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気や扇風機やサーキュレーターの外部に向けた使用等を行いましょう。

(換気の目安) エアコンと独立した換気扇の設置がない場合は、1時間に最低2回、1回につき5分以上、以下の対応を。空気清浄機能がある装置を併用することも有効。

- ・ 複数の窓や扉を開放しての通気のよい換気
- ・ 扇風機やサーキュレーターの外部に向けた使用等

### (2) 外出・移動

- 帰省や旅行等、都道府県をまたぐ移動の際は「三つの密」の回避を含め、特に(1)の基本的な感染防止対策を徹底してください。
- 発熱等の症状がある場合は、帰省や旅行を控えてください。
- 緊急事態措置区域及びまん延防止等重点措置区域への不要不急の移動は極力控えてください。
- 「業種別ガイドライン」等を遵守している施設等を利用しましょう。

### (3) ワクチンを接種された皆さまへ

- ワクチン接種後でも新型コロナウイルスに感染する場合があります。
- ワクチンを接種してから免疫がつくまでに14日程度かかり、免疫がついても発症予防効果は95%程度と高いものの、決して100%ではありません。また、時間の経過に伴い減少する可能性を示唆する報告もあります。
- ワクチンを接種した後も決して油断せず、(1)の基本的な感染防止対策の徹底の継続をお願いします。



## 2 事業者の皆さまへ

### (1) 職場にて取り組んでいただきたい感染防止対策

- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取り組みをお願いします。
- 職場はもとより、特に「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）における感染防止対策（換気、マスク着用など）を徹底してください。
- 二酸化炭素濃度測定器により、室内の二酸化炭素濃度が 1,000ppm を超えていないか、換気の状態を確認することも有効です。
- 職場や店舗等に関して、業種別ガイドライン等を参考に感染防止対策を徹底してください。
- 県では、企業等における業務中断の防止や早期復旧を図るため、新型コロナウイルスに対応した事業継続計画（BCP）の普及に向けた取り組みを進めています。詳細については、以下のホームページを参照ください。

（県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/page/8320.html>  
県トップページ→暮らし・防災・環境→防災→事業継続計画（BCP）→事業継続計画（BCP）について）

#### （参考）業種別ガイドライン

- 内閣官房の「新型コロナウイルス感染症対策」ホームページでは、感染予防のための様々な情報が集約されています。その一つに、業界団体が作成した、コロナ禍で感染拡大防止と事業活動を両立させるための「業種別ガイドライン」があります。（約200業種対応）
- 各事業者団体及び各事業者におかれましては、「業種別ガイドライン」を参考として、具体的な「対策ガイドライン」や「運営マニュアル」を作成し、感染防止対策を徹底していただきますよう、お願いします。  
内閣官房ホームページ：<https://corona.go.jp/>  
（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策トップページ→業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧）

### (2) ぎふコロナガード

- 各事業所や店舗において、感染症防止対策の実施に責任を持つ「対策実施責任者」（＝「ぎふコロナガード」）を選任してください。
- 上記対策実施責任者は、各業界が定める業種別ガイドラインを参考として、具体的な「チェックシート」を整備し、日々の感染対策を確認してください。  
（対策例）・従業員の健康チェック・従業員のマスク着用、手指衛生状況のチェック  
・職場における換気 等
- 「ぎふコロナガード」の詳細については、以下のホームページを参照の上、適切な対応をお願いします。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/111110.html>  
（県トップページ→新型コロナウイルス感染症に関する情報→お知らせ「事業者の皆さまへ」  
→職場等における感染防止対策担当者の選任・設置について）

### 3 イベント等について

○ 県、市町村及び民間の催事施設においても、業種別ガイドラインに則した感染防止策に留意してください。

また、イベントの開催時にはイベントの規模や内容によって、各種対応が必要です。イベント主催者は別添資料1、別添資料2及び以下の県ホームページを参照の上、適切な対応をお願いします。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/161193.html>

県トップページ→新型コロナウイルス感染症に関する情報→お知らせ「事業者の皆さまへ」  
→イベント開催等における感染防止安全計画等について

○ イベントの規模要件（人数・収容率等）は以下の県ホームページ「新型コロナウイルス感染症に対する岐阜県の対応について」の「3. イベント等の開催制限」のとおりとします。詳細は、以下のホームページを参照の上、適切な対応をお願いします。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/26717.html>

県トップページ→新型コロナウイルス感染症に関する情報→県の対応状況「県の対策」  
→新型コロナウイルス感染症に対する岐阜県の対応について

## 4 新型コロナ対策実施店舗向けステッカー制度

県では、本指針や業種別ガイドラインに基づき感染防止対策を実施している全ての事業者の皆さまに「新型コロナ対策実施店舗向けステッカー」を配布しており、このうち飲食店については、実際に取組状況を確認することで「第三者認証店舗」に認定しています。

各事業者の皆さまは、感染防止対策を徹底のうえステッカーを取得いただきますようお願いいたします。

### (1) 対象事業者

- 感染防止対策を実施している飲食業、小売業、サービス業などすべての事業者が対象です。(風営法第2条第6項第1号、第2号、第7項第1号のいずれかに該当する事業者を除きます。)

### (2) 申請方法

- 申込書と宣言書を事業所・店舗が所在する市町村窓口へ提出してください。

### (3) ステッカー配布

- 県または市町村から郵送等により配布します。

### (4) 実地調査（飲食店のみ）

- 調査員が店舗を実地調査し、感染防止対策の取組状況を確認します。
- 対策が不十分な場合はステッカーの不交付あるいは取消しを行います。

県ホームページ：<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/27741.html>

〔 県トップページ→新型コロナウイルス感染症に関する情報→お知らせ「事業者の皆さまへ」  
→新型コロナ対策実施店舗向けステッカー制度について 〕





## 参考：感染体験談

このような感染体験談や日々の感染状況等を岐阜県の公式 Twitter（岐阜県公式・コロナ NEWS 【@gifucovidnews】）でも随時発信していますので、是非ご覧ください。

### 感染者（50代女性）

#### ■ご家族全員が陽性となったとのことですが

- ・ 5月初旬、同居の息子（20代）から私の職場に「高熱が出た」、という連絡が入ったことから始まりまし  
た。検査の結果、息子は陽性、続いて私と夫も検査した結果、夫も陽性。私は陰性でした。
- ・ まず息子が、その翌日に夫が宿泊療養施設に入所しました。2人を送り出し、ほっとしたところその2  
日後の朝、私も39度の発熱があり、検査の結果陽性と判定されました。  
まず宿泊療養施設に入所しましたが、酸素濃度が低かったことから数時間後に入院となりました。私は  
持病があり、発熱の辛さよりも症状が重症化するかどうかの不安の方が大きかったです。結果的に重症化  
せず、8日間の入院で済みました。

#### ■退院後の体調が悪かったとお聞きしました

- ・ 職場に復帰しても、気持ちとは裏腹に全身がだるくて、とても働けず、1週間は午後休んでいました。  
以前にも入院経験がありましたが、入院による体力の低下という程度ではなく、だるさは1か月ほど続き、  
つらかったです。このことだけでも新型コロナを甘く見ない方がいいと感じました。

#### ■自分の経験からお伝えしたいことは？

- ・ 上司から「患者を各部屋から動かさない、食器や箸、コップは使い捨てのものを、水はペットボトルで  
各部屋に配置、ゴミもそれぞれの部屋に分散し、部屋を使わなくなって72時間たったら初めて触って捨てる  
」というアドバイスを受けながら、息子と夫の入所までの間、食事などの手当てをしていました。
- ・ 一方で、息子の職場はストップし、関係者は50人にのぼり、「こんなに迷惑をかけるとは思ってもみなか  
った」とショックを受けていました。若い方はコロナに感染した時の周囲への影響を軽く見ているかもしれ  
ませんが、私の息子を教訓に、具体的に想像してみてもらいたいと思いますね。

### 感染者（40代女性）

#### ■感染判明、療養の経過は？

- ・ 8月下旬、夫から体調不良の連絡を受けたのが発端です。夫と私、娘の3人の検査の結果、夫と私の陽性  
が判明しました。
- ・ なお、その後、夫の会社から、「発症前の夫が職場で接触した人の中に陽性者がいた」との情報が共有され  
ました。
- ・ 夫と私は宿泊療養施設に入所しましたが、夫は37～38度の高熱や頭痛が続き、肺炎にもなりかけたことか  
ら、いつ入院になるか、という時もありました。
- ・ 一方の私は、発熱は1日程度でしたが、気持ちが悪く、お腹の調子も悪く、全身がチクチク痛くなり、鼻  
水が出る、といった症状が繰り返し起こり、その後味覚・嗅覚もなくなりました。いずれも未体験の症状で  
した。2週間後には症状も治まり、ようやく夫婦揃って退所できました。

#### ■退所してからの後遺症は？

- ・ 退所した際、日常生活に戻っていい、と言われましたが、私はすぐに職場復帰できませんでした。帰宅後  
に咳がひどくなり、3日後には体温が36度と37度の間を30分毎に上下するようになりました。職場復帰  
できたのは、退所してから2週間後となりました。
- ・ また、退所して1か月後には脱毛も始まりました。髪を洗うと以前より多くの髪が抜け落ちます。これは  
今でも続いています。さらには、嗅覚も完全に戻っていません。
- ・ これら様々な体調の不調を感じますが、「いつまで続くのか」「体のどこに不調が現れるのか」、そして「そ  
もそもどの症状が新型コロナが原因なのか分からない」ということ自体が不安です。この点は相談した医療  
機関からも明確な答えはありません。いろいろな不安が強く、心境的には感染前の状況に戻りません。

# 開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の別添資料1実施期間に該当していないイベントの開催について

## 別添資料1

### 大声※1なしのイベント

#### 収容定員設定あり

収容率50%超※2であるが  
参加予定人数※3 5,000人以下  
⇒A

収容率50%以下  
⇒A

収容率50%超かつ  
参加予定人数5,000人超  
⇒B

#### 収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下  
⇒A

参加予定人数5,000人超  
⇒B

### 大声ありのイベント

#### 収容定員設定あり※4

収容率50%以下  
⇒A

収容率50%超  
⇒中止を含め開催を慎重に判断

#### 収容定員設定なし

十分な人と人の間隔 ⇒A  
(できるだけ2 m最低1 m)  
の維持を徹底

⇒徹底ができない場合には  
中止を含め開催を慎重に判断

**A** イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（様式1）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（様式3）を県に提出すること。

**B** イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を目処に県に感染防止安全計画（様式2）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（様式3）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。  
 ※2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。  
 ※3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。  
 ※4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2 m最低1 m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

※5 ワクチン・検査パッケージ制度の適用を希望する主催者等は、Aの場合は感染防止対策チェックリスト（様式1）を、Bの場合は当該制度へ登録する旨を明記した感染防止安全計画（様式2）を、それぞれ県に提出することで当該制度に登録が可能となる。



# 開催予定日（予定期間）が「まん延防止等重点措置」又は「緊急事態措置」の 実施期間に該当しているイベントの開催について

## 別添資料 2

### 大声※1なしのイベント

#### 収容定員設定あり

収容率50%※2以下かつ

参加予定人数※3 5,000人以下

⇒A

収容率50%超であるが

参加予定人数5,000人以下

⇒A

参加予定人数5,000人超

ただし人数上限あり★

⇒B

#### 収容定員設定なし

参加予定人数5,000人以下

⇒A

参加予定人数5,000人超

⇒B

ただし人数上限あり★

#### ★人数上限について

原則5,000人まで。ただし、**B**の対応により重点措置期間内は20,000人まで、緊急事態宣言期間内は10,000人まで人数上限が緩和される。さらに、**ワクチン・検査パッケージ制度の適用により、収容定員まで追加可。**

**A**

イベント主催者等は、予め感染防止対策チェックリスト（**様式1**）をホームページに公表し、イベント終了後は当該チェックリストを1年間保管すること。なお、問題発生時（クラスター発生、基本的対策の不徹底等）は結果報告（**様式3**）を県に提出すること。

**B**

イベント主催者等は、イベント開催の1か月前（遅くとも2週間前）を日処に県に感染防止安全計画（**様式2**）を提出すること。また、イベント終了後は、結果報告（**様式3**）を県に提出すること（問題発生時は速やかに提出）。

### 大声ありのイベント

#### 収容定員設定あり※4

収容率50%以下かつ

参加予定人数5,000人以下

⇒A

収容率50%超

⇒中止を含め開催を慎重に判断

#### 収容定員設定なし

十分な人と人の間隔  
(できるだけ2m最低1m) ⇒A  
の維持を徹底

⇒ 徹底ができない場合には  
中止を含め開催を慎重に判断

1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな音量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これに対する対策がなされていないイベントは「大声あり」に該当する。

2 同一グループ内で座席間隔を設けないことにより収容率が50%を超える場合は除く。

3 会場内に同時に滞在する最大の参加者数で算定すること。また、参加者を事前に把握できない場合、イベント主催者等が想定する参加者予定人数で判断すること。

4 参加者の位置が固定できない場合は、十分な人と人の間隔（できるだけ2m最低1m）の維持の徹底を図ること。徹底できない場合は、収容率50%超の大声ありイベントに該当するものとする。

5 ワクチン・検査パッケージ制度の適用を希望する主催者等は、**A**の場合は感染防止対策チェックリスト（**様式1**）を、**B**の場合は感染防止対策チェックリスト（**様式2**）を、それぞれ県に提出することで当該制度に登録が可能となる。